

平成 2 1 年第 6 回定例会

# 清里町議会議録

平成 2 1 年 9 月 1 6 日 開会

平成 2 1 年 9 月 1 8 日 閉会

清里町議会

平成21年第6回清里町議会定例会会議録(9月16日)

平成21年第6回清里町議会定例会は、清里町議会事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 勝又武司	6番 藤田春男
2番 加藤健次	7番 細矢定雄
3番 畠山英樹	8番 中西安次
4番 澤田伸幸	9番 村尾富造
5番 田中誠	

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町	長	橋	場	博
教 育 委 員 長		二	俣	勝
代 表 監 査 委 員		篠	田	恵 介
農 業 委 員 会 長		成	戸	昌 道
選 挙 管 理 委 員 長		若	松	明
副 町 長		櫛	引	政 明
総 務 課 長		古	谷	一 夫

町 民 課 長	小 笠 原 利 一 郎
建 設 課 長	坂 本 哲 夫
産 業 課 長	宇 野 充
保 健 福 祉 課 長	島 澤 栄 一
出 納 室 長	谷 秀 三
教 育 長	荻 野 美 樹
生 涯 教 育 課 長	斉 藤 敏 美
監 査 委 員 事 務 局 長	村 上 孝 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	宇 野 充
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	古 谷 一 夫

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	村 上 孝 一
主 査	鈴 木 美 穂 子

9. 本会議の案件は次のとおりである。

- 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 報告第 5 号 平成 2 0 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 同意第 3 号 清里町教育委員会委員の任命について
- 一 般 質 問
- 議案第 4 9 号 清里町交通安全、防犯、青少年育成基本条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 0 号 清里町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 1 号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 議案第 5 2 号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 議案第 5 3 号 北海道市町村職員退職手当組合の規約の変更について
- 議案第 5 4 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更について
- 議案第 5 5 号 北海道市町村総合事務組合の規約の変更について
- 議案第 5 6 号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度清里町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 5 8 号 平成 2 1 年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 9 号 平成 2 1 年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 0 号 清掃センター塵芥収集車購入契約の締結について
- 議案第 6 1 号 清里トレーニングセンター耐震・改修工事請負契約の締結について

- 認定第1号 平成20年度清里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成20年度清里町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成20年度清里町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成20年度清里町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成20年度清里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成20年度清里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成20年度清里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成20年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定について

開会 午前 9時30分

開会・開議宣言

議長（村尾富造君）

ただ今の出席議員数は、9名です。

ただ今から平成21年第6回清里町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村尾富造君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、6番 藤田春男君、7番 細矢定雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（村尾富造君）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長 加藤健次君。

2番（加藤健次君）

本定例会は決算認定が提出された議会であり、一般質問、決算審査、その他一般議案などから判断して、本定例会の会期は本日より9月18日までの3日間とすることが適切と思います。以上が議会運営委員会の結果でありますのでご報告いたします。

議長（村尾富造君）

お諮りします。本定例会の会期は委員長の報告のとおり、本日より9月18日までの3日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの3日間に決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

議長（村尾富造君）

日程第3 議長諸般の報告を行います。事務局長に報告させます。議会事務局長。

事務局長

議長諸般の報告、5点についてご報告申し上げます。

1点目、議員の派遣状況及び会議・行事等の出席報告についてであります。(1)ねんりんピック北海道・札幌2009(第22回全国健康福祉祭北海道・札幌大会)について、9月5日、札幌市札幌ドームで総合開会式が開催され、村尾議長が出席いたしております。ねんりんピックは9月5日から8日まで4日間、道内13市3町で開催され、スポーツ交流大会、文化交流大会、ほか共催・協賛イベントなど、多彩な行事が行われました。なお、清里町からも弓道で1名が、北海道代表で参加しております。(2)一部事務組合の会議等について、記載のとおり一部事務組合の議会が開催され、それぞれ議員が出席いたしております。(3)その他会議・行事等について、記載の行事に各議員が出席いたしております。

2点目、常任委員会及び議会運営委員会等の開催状況について、記載の期日、案件で会議が開催されております。

3点目、平成20年度清里町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について、3ページの議長あて文書のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律にもとづき、別冊の報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

4点目、例月現金出納検査の結果について、平成20年8月分について、4ページのとおり提出されております。適正であるとの報告であります。

5点目、平成21年第6回清里町議会定例会説明員等の報告について、5ページのとおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で議長諸般の報告を終わります。

議長(村尾富造君)

これで、議長諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 町長一般行政報告

議長(村尾富造君)

日程第4 町長一般行政報告を行います。町長 橋場 博君。

町長(橋場 博君)

町長の一般行政報告を申し上げます。

第1点目の主要事業報告。1番目、斜里地区消防組合議会(第3回臨時会)の結果についてであります。8月24日、斜里町で開催されました。付議事件でありますけれども、 から まででありまして、 の監査委員選任の同意につきましては、小清水町選出中島監査委員であります。また の財産、高規格救急自動車の取得につきましては斜里消防署分の関係であります。また、 から につきましては湧別町、上湧別町の合併の関係のそれぞれの規約の変更であります。6件ともいずれも原案のとおり可決、承認がなされております。2点目の斜里郡3町終末処理事業組合議会(第2回臨時会)の結果についてであります。8月24日、斜里町で開催されました。 までの5件がありまして、 監査委員選任につきましては、小清水町中島監査

委員の関係であります。 から つきましては、湧別町、上湧別町合併関係の規約の変更であります。全て原案のとおり可決、承認がなされております。3点目の北網医療圏における地域医療再生事業の要望についてであります。この関係につきましては8月26日、北見市長、網走市長、並びにそれぞれ北網圏の首長が出席をいたしまして、地域医療再生臨時特例交付金を活用した医療の確保とすることで要望活動を行った次第であります。清里町からは私、都合が悪くて副町長が出席いたしております。内容でありますけれども、道立北見病院や北見赤十字病院の改築及び医療機器の充実、更に網走厚生病院の医療機器の充実、この3点についてそれぞれ関係市長が要請活動を行った次第であります。次、4点目の火災の発生でありますけれども、9月7日、午後6時20分ごろ、札弦第3自治会、牛舎の火災があった訳であります。出火の原因でありますけれども、電気系統老朽化による燃焼の疑いということでありまして、被害の状況ではありますが、牛舎全焼でありまして乳牛35頭が焼死した次第であります。

次、大きな2点目の主要事業の執行状況についてであります。1番目の議決工事の進捗状況についてであります。3ページをお開き頂きたいと思っております。まず20年度繰越工事進捗状況の関係でありまして、9月1日現在であります。一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設増設工事の関係でありますけれども、工期は20年5月13日から21年11月30日までであります。砂ろ過施設設置工事、進捗割合でありますけれども95%でありまして計画のとおり進んでおります。次、埋立地増設工事分でありますけれども、これにつきましても埋立の増設工事、進捗割合は90%でありまして予定のとおり進んでおります。次、3点目の公営住宅建設工事でありますけれども、3月17日から12月10日までの工期でありまして、鉄筋コンクリート造2階建1棟4戸でありまして、進捗割合は50%であります。予定通りの進捗状況であります。次、4ページ目であります。21年度工事進捗状況であります。4線道路凍雪害防止工事、5月27日から来年の3月19日までの工期であります。現在の進捗割合でありますけれども、85%でありまして予定どおり進んでおります。続きまして、2番目の農作物生育状況についてであります。別紙の5ページをご覧頂きたいと思っております。9月1日現在でありまして、9月3日に普及センター所長さんより報告を頂いたものであります。秋まき小麦につきましては、低温、日照不足でありまして収量は平年より1俵程度減の8.1俵程度であるという事でありまして、まだこの段階で調製がなされていないということでもあります。また、きたほなみにつきましても、今年はまだ小面積のわけですけれども、収量は比較的有りそうでホクレンによりますと、1俵以上多そうであると、ホクシンよりはという報告を受けております。また、春まき小麦につきましては、7月の悪天候により平年より1.3俵程度減で5俵程度でなかろうかということ、近年に無い悪い状況であるという報告を受けております。また、ばれいしょにつきましては病気等の心配もございましたが、それ程悪くないのではなかろうかということでもあります。澱粉工場の始まりまして、今のところライマン価は比較的高いという報告を受けております。また、てんさいにつきましては低温から脱却しまして平年より多少良い状況であるという風に聞いております。また、糖分についても現在のところ平年並みであるということでもあります。大豆、小豆につきましては、生育状況は益々ブレーキがかかっている状況で、近年稀

に見る悪さである。収量的にも厳しいことが想定されると言う報告を受けております。たまねぎにつきましては、低温に強い性格であり、現在根切り作業中であり順調に作業が進んでいるということでもあります。牧草につきましては遅れ気味の状況でありまして、麦稈の量が今年は非常に多くて、酪農家の皆さんが麦稈の処理に手間が掛かり、まだ牧草の方に本格的に手が回らないような状況であると言う報告を受けております。とうもろこしにつきましては、豆と同じで芳しくないと言う様なことでございます。収穫の遅れがあり早霜が心配であると言う、このような報告を受けた次第であります。

次、大きな3番目の主な会議・行事等の報告についてであります。ふるさと産業まつり、9月5日、6日に開催されました。天候も雨の中だった訳でありますけども、多くの皆さんのご協力を頂きまして約6千人、また協賛事業の第32回斜里岳ロードレースも参加者167名のうちに無事終了いたしております。以上を申し上げまして町長一般行政報告とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

これで、町長一般行政報告を終わります。

#### 日程第5 教育長一般行政報告

議長（村尾富造君）

日程第5 教育長一般行政報告を行います。教育長 荻野美樹君。

教育長

教育長の一般行政報告を申し上げます。1の教育委員会の開催状況についてであります。第5回教育委員会が8月19日に開催されまして、平成22年度に使用する小学校及び中学校の教科用図書について採択をいたしております。2のその他であります。毎年PTA活動で優秀な実績を上げている団体に送られる、優良PTA文部科学大臣表彰受賞についてであります。去る8月27日、沖縄県宜野湾市で開催された第59回全国高校PTA連合会大会に於いて、清里高等学校PTAが文部科学大臣表彰を受賞いたしております。本年度は全国で28団体が受賞されておりますが、道内からの受賞は清里高等学校PTA1団体のみとなっております。受賞を心からお祝い申し上げますと共に、今後とも生徒の健全育成のため積極的な活動をお願い申し上げる次第であります。以上を申し上げまして教育長一般行政報告とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

これで、教育長一般行政報告を終わります。

日程第6 報告第4号

議長(村尾富造君)

日程第6 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。本件について報告の説明を求めます。産業課長。

産業課長

ただ今上程されました、報告第4号専決処分の報告についてご説明いたします。本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第1項の規定により議会に報告するものであります。議案を1枚お開き下さい。本件につきましては記載のとおり、本年の8月11日に町営江南牧場の入牧牛が脱走し相手方の農場に侵入してしまい作物に損害を与えた事について示談により損害賠償額が確定いたしましたので、本年8月21日付をもって専決処分を行ったものでございます。その状況でございますが、8月11日未明に町営江南牧場の有刺鉄線を切断し、入牧牛全頭である105頭が脱走し隣接する相手方のほ場に侵入したため、ほ場の馬鈴薯、てん菜に損害を与えたものでございます。記載の損害賠償相手方及び損害賠償額17万9千987円を確定し、専決処分を行ったものであります。なお、町営牧場の管理においては今後とも事故防止と安全対策を徹底して図って参ります。以上で専決処分の報告とさせていただきます。

議長(村尾富造君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

これで報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第7 報告第5号

議長(村尾富造君)

日程第7号 報告第5号 平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。本件について報告の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました、報告第5号平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告についてご説明を申し上げます。本件につきましては、地方共同体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により監査委員の意見を附して議会に報告するものでございます。なお、同法第3条第1項の規定においては、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に附し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該健全化判断を公表しなければならないと規定するものでございます。また、同法第22条第1項におきましては、公営企業を経営する地方公共団体の長は、同じく資金不足比率について議会の報告及び公表について規定いたしてございます。法律にありましては、議会報告と公表については昨年度からの施行となっており、本年4月1日からは健全化団体及び再生団体の適用を含む完全施行となっております。清里町における健全化判断比率につきましては、4つの比率の内一般会計等における実質赤字比率及び特別会計を含めた連結実質赤字比率は共に黒字決算となっており、比率は算定上生じておりません。また標準財政規模に対する実質的な地方債の負担割合を示す実質公債費比率は14.4%。また、債務負担や一般会計以外の会計の地方債償還負担見込みや退職手当支給予定額等を含めた負担比率を示す将来負担比率は94.0%となっており、いずれも国の示した早期健全化基準を大きく下回るものとなっております。また、2つの公営企業につきましても、収支は黒字となり資金不足は生じておりません。次のページをお開き下さい。本ページは監査委員からの意見書となっておりますが、更に議案書を1枚お開き頂きたいと存じます。監査委員の審査意見は記載のとおり、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載している書類はいずれも適正に作成されていると認められる。なお、各健全化判断比率はすべて早期健全化基準を下回っているとしております。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

これで報告第5号 平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第8 同意第4号

議長（村尾富造君）

日程第8 同意第4号 清里町教育委員会委員の任命についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

ただ今上程されました、同意第4号清里町教育委員会委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。現教育委員であります塩沢三奈子氏は9月30日任期満了となりますので、同氏を再任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。塩沢氏は平成14年9月より教育委員をされており、昭和35年7月生まれの49歳であります。履歴の詳細につきましては、別紙に記載のとおりでありますので説明は省かせて預きます。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定には委員は人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者の内から地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという定めであります。また、委員の任期は平成21年10月1日からの4年間であります。塩沢三奈子氏の教育委員選任につきまして議員各位の満場の賛同を賜りたく、宜しく願い申し上げます。説明とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

本件については議会先例により討論を省略します。

これから同意第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（村尾富造君）

起立全員です。

したがって、同意第4号 清里町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

#### 日程第9 一般質問

議長（村尾富造君）

日程第9 一般質問を行います。発言を許します。澤田伸幸君。

4番（澤田伸幸君）

先に通告いたしております交流人口増加に向けた現状の取組みと今後の方向性について一般質問させて預き、町長の見解をお伺いしたいと思います。さて清里町におきましては、明年最終年度を迎える第4次清里町総合計画においては、人と自然がともに輝き躍動する町づくりを基本として積極的な施策と事業の実施に当たって来たと認識するものです。特にそうした中に

おいても、少子高齢化の急速な進展により定住人口の確保が極めて困難な状況にあることから、地域活性化や振興の観点から交流人口の拡大を目標とし、総合計画の目標指数の一つとしても、具体的に平成22年度の数値を45万人としていたと理解しています。加えて、住民参加と協働のまちづくりを目指した平成16年から20年度を計画期間とした第1期の清里自立計画、そして今年度新たに策定された第2期自立計画におきましても、重点事業として新たな地域創造とにぎわいと交流のまちづくりを掲げ取組みを進めているとしていますが、経済が低迷し景気が後退する環境の中で、北海道とり分け道東を中心とする観光の集客が極端に悪化する局面が生じており、一概に交流人口拡大と言っても大変厳しいものが存在すると思われませんが、今後の地域振興の新たな視点として、現在まで培って来た清里町の様々な地域資源を積極的に活用し、地域経済の活性化や新たな雇用の創出を目指す取組みの必要性を強く感じるものであります。次の3点についてお伺いします。

まず1点目、交流人口拡大に向けた、町等のこれまでの現状の取組みについてお伺いします。清里町に於いては、自然観光スポットとして年間1万人の登山客が訪れる斜里岳や、摩周湖、神の子池、さらに一村一品運動の草分けでもある焼酎工場、緑清荘・パパスランド・緑の湯の3温泉の整備、加えて近年整備されたオートキャンプ場や江南パークゴルフ場などハード面での施設整備が計画的に行われて来たと認識しております。加えて、住民協働で取組みを行われて来た花と緑の交流のまちづくり事業や、上斜里フラワーロードを始めとした農村景観作りと言った他の市町村には見られない地域一体となった長年の取組みの積み重ねにより、現在の美しい環境が形成されていると考えられているものですが、町長としてこれらを通じた交流人口の増加に向けた取組みをどの様に評価し、今後更なる交流人口の増加に向けて結びつけて行こうとされているのか見解をお伺いしたいと思います。

次に2点目は、商工会、観光協会等が中心として実施している移住・定住事業、ちょっと暮らし体験の成果と、今後の展開についてお伺いします。3月定例会の一般質問の中にも移住・定住についてこれまでの取組みの実績等をお伺いしたところではありますが、3年目を迎えたちょっと暮らし体験事業については、今年度の夏季についてもモデル住宅の空き家が無いほど盛況であったとお伺いしています。本事業の実施に当たって、当初大変懸念された面もあったわけですが、商工会、観光協会を初めとした皆さんの真摯な取組みに対し、この場を借りて敬意を表したいと思います。当然この事業につきましても、民間主導と言われながらも町との連携、更にはモデル事業としての支援も行われて来たところであり、現在までの具体的な実績、さらには3年目を迎えた次期以降の展開についても町の立場としてどの様な方向性を考えておられるのかお伺いしたいと思います。

3点目として、都市と農村の交流をより推進するため、長沼町のグリーン・ツーリズムに見る特区認定による農家民宿での修学旅行生の受け入れなど、本町での取り組みの考え方についてお伺いします。さて、ご存知のとおり北海道のグリーン・ツーリズムの先進地である長沼町においては、平成16年、国の構造改革特区、長沼グリーン・ツーリズム特区を申請し許可され、翌年には運営協議会を設立し、現在は200人を超える会員となっております。内、旅館

業法取得戸数が160戸。農家戸数が800数拾戸の内4分の1が会員となり、収容人員は1千人を超え、昨年度の修学旅行の受け入れが4千人以上、農業体験を加えれば5千人以上を超えている実績となっています。こうした背景には、農協と役場による研究会の立ち上げ、さらに推進の柱となった地域リーダーの存在に負うところや、さらには札幌市千歳空港に近接した米作、野菜を中心とした経営形態がある訳ではありますが、清里町においても過去には長崎県の中학생、さらには神奈川県の高校生の受け入れがあると共に、私自身も多くの農業実習生の受け入れをした実績もあります。今年度から町においては農商観工等異業種連携事業化支援・雇用創出交付金事業をスタートし、その支援事業の区分には農家民宿等の開設支援事業も設けていると認識しているところでありますが、これらに取組む場合に旅館業法のハードルが大変高いわけですが、既に全国的に適用が認定されている特区の申請について具体的に検討を行う考えがあるのか。さらに農村地帯の特性を發揮した交流人口の拡大に向けたツーリズム振興の具体的方策について、現在どの様な方向性を考えておられるのか町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

ご質問のお答えを申し上げたいと思います。交流人口の増加に向けた現状の取組みと今後の方向性についてと言うことでありまして、1点目の交流人口の増加に向けた、町等のこれまでの現状の取組みについてと言うことでありまして、清里町におきましては明年最終年を迎えます第4次清里町総合計画の基本構想、さらには自立計画の重点事業である清里元気づくり事業において交流人口の拡大による地域活性化を1つの目標として自治会や商工会、観光協会、農協、更には花と緑と交流のまちづくり委員会を初めとした多くの関係団体や、町民の皆さんの参加により現在まで様々な取組みを行って来たところであります。特に清里町は知床と阿寒という日本でも有数の観光地に隣接していますが、こうした中にありまして本町の特色である豊かな自然や農業農村資源、長年の住民自治で培った協働のまちづくりを基調とした花と緑の環境や地域景観として生かした取組みを継続的に行って来たところであります。また、緑地域におきましては地域住民皆さんにより長年に亘って山村留学の受け入れを実施をして預いているところであります。加えて近年、商工会や観光協会、さらには農業者や建設業の皆さんによる異業種連携による様々な取組みが誕生し、特産品開発や定住・移住の受け皿作りなど多種多様な取組みが行われていると共に、自治会やまちづくり運動推進委員協議会を主体とした美しいまちづくりや環境づくりが継続的に行われておりまして、こうした活動の積極的な展開と取組みは今後とも交流を主体としたまちづくりの基本をなすものと認識をいたしております。また、施設面の整備におきましては、総合計画や自立計画に基づき3つの温泉施設や清岳荘、オートキャンプ場、パークゴルフ場などの滞在体験施設や商店街や道路などの交通社会基盤整備の施

設整備の充実を計画的に行って来たところであります。今後はこうしたソフトとハードの両面で培って来た基盤をさらに有効に活用すると共に、積極的な人材の育成や町内外の有機的なネットワークの構築と情報発信の強化、さらには施設機能の充実と整備を計画的に図り、持続可能な地域振興に結びつけた施策と事業の振興による交流人口の拡大に努めることが必要ではないかと思っているところであります。

2点目の関係でありますけれども、移住・定住事業につきまして具体的な取組みの経過とちょっと暮らし体験の実績、さらには今後の対応について申し上げたいと思います。団塊の世代の大量退職時代を迎えました今日、都市農村交流の新たなスタイルとして自然や環境条件に恵まれた地域への移住が大きな注目を集めているところでありますが、清里町おきましては総合計画並びに自立計画の重点事業である花と緑と交流のまちづくり事業の中に位置付け、今日まで取組みを進めて来たところであります。特に清里町におきましては平成19年度から21年度までの3ヶ年を重点推進期間として定め、ご質問にありました商工会と観光協会と連携し事業の展開に当たって参りました。その間、平成19年には商工、観光、建設業などの異業種連携で清里町移住・定住を推進する会が組織されまして、昨年5月には新築の移住モデル住宅2棟が建設をされると共に、中古の空き屋住宅2戸が確保され、ご質問にありましたちょっと暮らし体験事業が実施されているところであります。事業実績といたしましては、初年度である平成19年度は住宅確保がなされていなかった事もありまして、6組12名で延べ日数は37日。平成20年度におきましては11組25名、延べ日数は167日。今年度は8月末の5ヶ月間で15組30名、延べ日数は593日と伺っております。特に本年度の夏は相当部分がお断りをしなければならぬ状況であると言う風に伺っております。なお、次年度以降の方向性についてのご質問であります。この3年間の成果につきましては関係者の皆様が大変なご努力を重ねると共に、国や北海道の制度支援、さらには東京、大阪、名古屋でのプロモーションやテレビ、雑誌での紹介など様々な取組みを行って来た結果であります。重点期間の3年間が過ぎることとなりますが、実施主体となって預きました関係者の皆さんの反省や評価を踏まえた上で、町としてはどのような支援を行うことが今後とも可能なのか、第2期自立計画や今後策定されます第5次清里町総合計画の方向性を踏まえ、継続的な事業展開と支援を基本に議会とも十分協議をして参りたいと考えております。

次、3点目の関係であります。都市と農村の交流につきまして、現在国に於きましては農林漁業体験民宿業、いわゆる農家民宿の登録を拡大し、設置基準の緩和が図られております。ご質問の長沼町がこの典型的な例でありまして、国も道も色々な形で、グリーン・ツーリズムに限らず様々な滞在型の観光施策を推進しているところであります。札幌圏に近い長沼町と条件が多少違いますが、清里町におきましては花と緑と交流事業を中心とした美しいまちづくりや環境づくりを通じた自然景観やオートキャンプ場、パークゴルフ場、さらには温泉施設等の滞在・体験型施設の整備充実と併せ、都市農村交流事業につきまして積極的に推進して来たところでありますが、今後とも継続的な事業の展開を図って参りたいと思っているところであります。また、今年度からは農商観工等異業種連携事業化支援・雇用創出交付金事業と言う、

少し長いですがこれを議会のご賛同を頂きまして町独自の新規施策としてスタートしたところでありまして、農家民宿業等のアグリビジネスはもとより他の新たに起業を興そうとされる方にも可能な限り支援をして参りますので、町民の方々は勿論のこと、町外者であっても清里町に居住し新たに起業家を目指す方々の積極的な活用を期待いたしているところであります。今後とも意欲のある方々が補助制度や融資制度を十分活用されるよう周知に努めますと共に、具体的な取組みに対しましてはご相談に応じるなど密接な連携を図り、都市と交流促進による農山村の振興に向けさらに積極的に取り組んで参りたいと考えているところであります。以上を申し上げまして答弁に代えさせて預きます。

議長（村尾富造君）

澤田伸幸君。

4番（澤田伸幸君）

まず1問目のお答えに対して質問したいと思います。交流人口と言っても適切に数字を掴むのは難しいと思いますし、なかなか拡大によって地域の賑わいや経済が拡大に繋がるかどうかと言うのは簡単なものではないものでありますが、現在、国の農山漁村活性化支援交付金事業により緑清荘の宿泊棟増築や道の駅さつつるパパスの機能強化が検討されているわけですが、今後事業として実行に移されて行く訳ですが、施設整備の面と併せて交流人口の拡大を図る上にはソフトと営業力の強化、情報の発信さらには外部とのネットワークを担う人材の確保の導入育成が急務と思われるが、これらの対策はどの様に行っていくのか。受け入れ施設は出来ても交流人材の観光客の実際の増にどう繋げて行くのか。その辺をお伺いしたいと思います。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

人材の育成、入り込み増の関係でありますけども、基本的な方向としまして交流人口の拡大に繋がるような要素といたしましては、自然や農業農村基盤を基調とした自然農業景観環境資源、また滞留を促す施設や交通などの社会的な資源、またこれらを外に向かって配信する情報ネットワーク、それらを活かすための人的資源が極めて重要になって来ると思うわけですが、これらを具体的に推進するに当たりましては、従来から住民の皆さんや関係団体、行政と協働的な取組みが基本となると考えているのでありまして、清里町におきましては現在までも町内での各種研修会や事業の実施に加え、道内、国内さらにはニュージーランドやフランスへの海外派遣など継続的な研修事業を今日まで積み重ねているところであります。今後とも人づくりを基本とした活動や、異業種間の緊密な連携や起業活動、事業を興す活動への積極的な支援を行って参りたいと思っているところであります。さらには、この町内での人材育成、こ

う言ったことを継続的に行っていくと共に、新たな技術や専門的な部分に当たりましては必要に応じまして外部の人材を求めて行く事も必要と考えております。こうした観点からも今年度から新たな事業の支援制度として農商観工等異業種連携事業化支援・雇用創出交付金事業、こう言ったものを設けておりますので積極的な活用がなされる様に期待をいたしているところであります。

議長（村尾富造君）

澤田伸幸君。

4番（澤田伸幸君）

外部の民間の協力も得ながら、一つ町自身も直接担う訳でありますけども、民間を上手く抱き込んで民間の協力を得て今後もこういう事業の拡大に進めてもらいたいと思いますし、交流人口と言っても、グリーン・ツーリズムも定住・移住も皆交流人口と同じ様な部類なので2つ目に進みたいと思います。ちょっと暮らし体験が非常に盛況で、今後定住・移住に結びつく事を大いに期待するわけですが、一定の継続性が重要となって来ると考えるところでございますが、そうした場合住宅の確保と言った面で民間だけでは十分に間に合わせることに困難性があるが、空き家住宅の確保、提供について町の立場で積極的な支援を行うことが出来ないのかお伺いしたいと思います。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

ちょっと暮らし体験の受け入れの継続の関係でありますけども、先ほど答弁申し上げたとおり、新築住宅2戸、中古住宅2戸を中心に緑清荘や町内の民宿など宿泊施設を併用しながら現在実施をされていると伺っている訳であります。特に新築住宅につきましては利用希望が非常に多い中、来年の3月で借上げ期間が切れることから、商工会や観光協会としても受け入れ住宅の新たな確保について検討されていると伺っております。明年度以降も事業の継続的な実施が行われていくとするならば、当然適切な住宅の確保が必要となると考えているところであります。町内における今後の空き家の動向とも見定めながら受け入れ事業主体となっている皆さんの考えも十分お聞きした中、町の立場として何が出来るか十分今後検討して参りたいと、その様に考えているところであります。

議長（村尾富造君）

澤田伸幸君。

4 番（澤田伸幸君）

今まで民間にお願いして2戸の新築住宅と2戸の空き家住宅と言うことで、これだけの盛況を維持しながら、是非この定住・移住に繋がる事が一番の目標なので、そういう面では定住には住宅、土地が必要なので、素晴らしい景観と斜里岳をバックに素晴らしい自然に恵まれて環境は凄く良いのですが、定住・移住者が未だに無いと言うことで、数年前に新町の公営住宅跡地を更地にしたところなんですけど、計画にはあると思いますけど町としてまず是非来てくれる条件として、安価な土地の提供とある程度の土地面積を有した広々として、どこの町村でも現在土地の提供だとか色々な面でどんどんやっている訳ですので、何か画期的な、自然が良いだけでは駄目なのでその抜本的な、思い切った土地の提供とかそういう面は考えていないのかお伺いしたいと思います。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

定住・移住につきましてはこの継続性が大切だと思っておりますし、ご質問にありましたとおり、新たな移住・定住、団地等の造成についても必要ではないかと思っているわけでありませう。新町の公営住宅跡地の活用を前提に、国の補助制度の導入を前提に基本構想も議会とも相談させて頂きながら協議を進めて行きたいと思っておりますのでございます。現在考えておりますのは、お金が掛かるわけでありませうし、資金手当てにつきましては負担の少ない過疎債の導入を検討しながら、現在の過疎債の法律が今年度で期限切れとなりますことから、今後の新たな法律制定の動向を注視しながら事業を進めて行きたいなと思っておりますのであります。実施に当たりましては、定住を前提とした今までとは違った思い切った措置についても議会のご理解を頂きながら進める事が出来ればと現在思っているところでありまして、詳細につきましては議会とも十分相談させて頂きたいと思っておりますのでございます。

議長（村尾富造君）

澤田伸幸君。

4 番（澤田伸幸君）

ただ今定住・移住に向けて思い切った政策を取って行きたいと言った考えを述べられたので、是非期待したいと思いますし、まず1軒2軒と定住者を入れてそれを実績として次々増やせるような方策を取って頂きたいと思っております。是非期待したいと思います。宜しく申し上げます。3番目のツーリズムに関する再質問ですが、清里町は今年4月に斜里町、羅臼町、標津と共に広域観光圏に指定されまして、今後5年間に亘り事業計画を推進されることとなりましたが、清里町に占める役割は農業地域さらには自然環境の特色を活かした体験型の事業展開が主体と

なるものと考えられますが、グリーン・ツーリズムを始めとした具体的な事業の実施主体や受け皿の準備、そういったものなどをどの様に作り上げて行くのかお伺いしたいと思います。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

ただ今ご質問ありました、清里町と斜里町、根室支庁管内羅臼町、標津町との4つの自治体との知床観光圏協議会の関係でありまして、今年の1月末に設立されたわけでありまして、21年度から25年度までの5ヶ年の整備計画、大臣認定となりまして年次別にそれぞれ事業の展開と言う事を図って参るわけでありまして、この計画の最終目標は国内の大都市圏やアジアから訪れる個人客を想定して現地で旅行者が滞在プランを企画、予約できる着地型観光の推進、今までの団体旅行によるパッケージツアーでは不足がちだった体験する学習する交流するこの3つの要素を満たそうとするものであります。当町としての取組みとしましては、4自治体間におけるイベント、観光地等の情報の共有、花観光、斜里岳登山、フットパスや各種トレッキングなど滞在型ツアーメニューの協力体制を推進することであると認識いたしております。また、農林水産省の農村活性化プロジェクト支援交付金という制度がありまして、これともリンクしておりまして、道の駅でありますさつぷるパパスランドの整備事業につきましても観光庁への計画、明記、連携この推進を現在図っているところでありまして、今後の運用が期待されるのかなと現在思っているところでございます。

議長（村尾富造君）

澤田伸幸君。

4番（澤田伸幸君）

新たに4町の知床近隣の観光と言うことで指定されて、今後進めて行くのに他町と連携を取りながら、特に上手くリーダーシップを取りながら清里の町の存在感と言うか観光の資源を十分に色々な所に発信して頂きたいと思っております。補正の中で農山漁村活性化プロジェクト支援交付金と言う事で、福祉センターの改築と言うことで、グリーン・ツーリズムの拠点として福祉センターを会議の場、多目的施設、避難所と色々な多目的にと言う事なんですけども、ツーリズムに関しても大いに利用して行くと言う事なんですけども、具体的にどの様なツーリズムに関する宿泊だとか色々な面も考えているのかその辺をお伺いしたいと思います。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

福祉センターの関係につきましては多目的交流施設。また宿泊につきましては緑清荘に宿泊をしながら、この地域農村景観、地域資源を活用しながら多くの入り込みを期待しながら活用して行くと言う考え方で現在計画を進めているところであります。

議長（村尾富造君）

澤田伸幸君。

4番（澤田伸幸君）

福祉センターは計画中と言うことで、大いに施設の有効利用を図るために努力して頂きたいと思います。今年度ツーリズムの関係で長沼に所管事務調査で議員全員で行ったわけですけど、昨年11月も九州、熊本、宮崎方面へツーリズム、特産品開発だとかそういう面で議員が所管事務調査で行って来た訳なんですけど、ツーリズムと言ってもなかなか難しい訳ですけども、九州の熊本県の小国町に行った時、ツーリズム大学と言うことで、どんな大学かなということ、普通の大学と違って一般の講師を呼んで本当に山間の中で小さい町なんですけども、そこでツーリズム大学と言う事で全国から応募してやっている大学を視察したんですけども、9月から3月までの7回ぐらいで、1ヶ月に3日くらいだと言うことで、そういう所に職員の派遣だとか一般の有志の方に多少補助、旅費の幾らかでも補助してやる気のある人に是非、そのツーリズム大学、個人的にも行きたいなと言うぐらいの感じの印象を持って帰って来たのですが、是非そういう所へも派遣して、今後のツーリズムに参考になるような人材の育成をして行ってはいかがなものかなと考える訳なんですけど、そういう希望があれば考える余地はあるのかお伺いしたいのですが。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

これからの地域づくり、人材の育成が非常に大切だと認識しております。先ほども答弁の中で申し上げました様に、現在清里町ではニュージーランドとフランスそれぞれ視察、研修を実施いたしているわけなんですけども、特にフランスにつきましては確か5ヶ年を迎えることとなりますけども、これにつきましても継続的に実施して参りたいと思っております。フランスにつきましては純然たる農村地域、清里町よりも非常に条件の悪い中での農業、先ほどのご質問にもありました日本のツーリズム大学の大先輩の所の研修を既に5回だと思っておりますけども継続実施しておりますので、今後ともそういった所にも行って頂きたいと思っておりますし、ご質問にありました小国町のツーリズム大学につきましても検討の余地はあるのではないかと考えておりますので、内部で十分検討させて頂きたいと思っておりますのでございます。

議長（村尾富造君）

澤田伸幸君。

4番（澤田伸幸君）

ツーリズムについてニュージーランド、フランス、特に清里と似た環境の中でもっと厳しい中で農業なり事業をやっている所を研修者が見て来ているわけで、そう言うのは継続して頂きたいと思いますし、前向きに検討して下さいと言うことで一つ宜しく願いしたいと思います。最後になりましたが、今年度東大陸上部清里後援会が発足したと言うことで、19年目でそういう後援会を作ると言うことで、後援会の会合に出席させていただきましたが凄いい好印象で、今後交流促進に向けても大変喜ばしいことだと感じるわけですが、オートキャンプ場の整備や今後の緑清荘の宿泊機能の増設、そして新たな交流事業の展開を視野に入れた場合、施設の有効利用や活用、そして地域経済の波及効果を考慮した場合、年間を通じて新たな集客に向けての取組みを行うことが必要と考えられますが、現在取り組まれている商工会のまちなかにぎわい再生事業との連携や新たな合宿の誘致など考える方向について、ありましたら町長のご見解をお伺いしたいと思います。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

清里町は町民の皆様方のご努力によりまして、色々な方々の交流人口が継続いたしているわけですし、東大生の後援会につきましても団体を設立をして頂いたわけでありまして、こう言った事柄を大切にしながら交流人口の増の努力をして参りたいと思っております。ご質問にありました、福祉センターあるいは緑清荘を整備もされるわけでありまして、また新たな発想の下にさらに増えるような努力構築を今後して行かなきゃならないものと思っておりますので、十分検討して参りたいと思っております。

議長（村尾富造君）

澤田伸幸君。

4番（澤田伸幸君）

集客の増もありますけれども、東大陸上生の話聞きますと本当に長年来ている中で、また個人的に来たいと言うことで十分清里のサポーターになりうると言う印象を受けたわけなんですけども、今後色々な面で、宮崎なんかでも気候条件は良かったんですけども、あそこではスポーツの誘致だとか色々な面で、こっちは夏しか無いんですけど網走で盛んにやっておられるようにスポーツの誘致なり何なり、色々な面で努力して素晴らしい環境の中で清里のサポータ

一を育てるためにも、一つご努力願いたいと思います。今後、交流人口、定住・移住と言うことで、町の活性化のために企業者が皆さんが潤う様な活気の満ちた町になるように、人口減少に歯止めをかけなければ、どんどん減少する一方なので、皆さんで町民全体で努力して預き清里ならではの環境を活かした町、人口減少を食い止めるために、ぜひ皆で努力しなければならぬことなので、一つ交流人口、定住・移住に向けて今後とも私どもも努力しますし、町側も宜しく願いたいと思います。何かありましたら宜しく願います。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

ご質問の趣旨を配しながら十分努力して参りたいと、そのように考えておりますので宜しくお願い申し上げます。

議長（村尾富造君）

澤田伸幸君。

4番（澤田伸幸君）

これで終わります。

議長（村尾富造君）

これで澤田伸幸君の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。

議長（村尾富造君）

ここで11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

日程第10 議案第49号

議長（村尾富造君）

日程第10 議案第49号 清里町交通安全、防犯、青少年育成基本条例の一部を改正する条例を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました議案第49号清里町交通安全、防犯、青少年育成基本条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。今回の改正は犯罪被害者等基本法の施行に伴い、清里町交通安全、防犯、青少年育成基本条例の一部を改正するものです。改正

内容につきましては、犯罪被害者等に対する地方公共団体への責務が明記されたことにより町の責務に追加を行うものでございます。改正内容につきましては別冊の審議資料の新旧対照表によりご説明いたしますので、審議資料の1ページをお開き願います。改正箇所につきましてはアンダーラインで示しております。第3条第1項第2号中、犯罪、交通事故等の防止の次に、及び犯罪被害者等の支援を加えるものでございます。附則につきましては施行期日を規定しております。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。

したがって、議案第49号 清里町交通安全、防犯、青少年育基本成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第50号

議長（村尾富造君）

日程第11 議案第50号 清里町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました議案第50号清里町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。今回の改正は、出産に要する費用の実態を踏まえ少子化対策の充実に図るため、出産一時金を一定期間4万円引き上げるものでございます。改正条文につきましては別冊の審議資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、審議資料2ページをお開き願います。改正箇所につきましてはアンダーラインで示しております。附則第3項の次に第4項として、被保険者または被保険者だった者が平成21年10月1日から平成23年3月3

1日までの間に出産した時に支給する出産育児一時金については35万円を39万円とする経過措置の規定でございます。附則につきましては施行期日を規定しております。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。

したがって、議案第50号 国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12から第17 議案第51号から議案第56号

議長（村尾富造君）

ここで関連がありますので、日程第12 議案第51号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてから、日程第17 議案第56号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減についてまでを一括議題とします。議案第51号から議案第56号まで順次提案理由の説明を求めます。まず51号から55号まで総務課長。続いて56号町民課長、併せて説明をお願いいたします。

総務課長

ただ今一括上程されました、議案第51号網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては上湧別町と湧別町の合併に伴い、上湧別町、湧別町及び両湧別町学校給食組合が平成21年10月4日をもって脱会し、湧別町が新たに同年10月5日から加入することから、地方自治法の定めにより議会の議決を求めるものでございます。規約の変更内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、審議資料の3ページをご覧くださいと存じます。改正後の

規約をご覧ください。別表中、上湧別町及び両湧別町学校給食組合を削ります。また、附則においては施行日を公布の日からとし、適用を平成21年10月5日からとするものでございます。以上で説明を終わります。

続きまして先に一括上程されました、議案第52号網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について提案理由をご説明申し上げます。本件につきましても、上湧別町と湧別町の合併に伴い組合を組織する地方公共団体の数が減少することから、市町村の合併の特例等に関する法律の定めにより規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。規約の変更内容につきましては同じく新旧対照表でご説明申し上げますので、審議資料の4ページをご覧ください。改正後の規約をご覧ください。議会の組織及び議員の選挙を定める第6条第1項中、議会の議員の定数20人を19人に、組合町村長16人を15人に改めるものでございます。また、附則においては施行日を平成21年10月5日とするものでございます。

続きまして先に一括上程されました、議案第53号北海道町村職員退職手当組合の規約の変更について提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては上湧別町と湧別町の合併に伴う規約の変更について、地方自治法の定めにより議会の議決を求めるものでございます。規約の変更内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、審議資料の5ページをご覧ください。改正後の規約をご覧ください。別表の区分、網走支庁管内の項中、上湧別町湧別町を削り、大空町の次に湧別町を加えます。2段下、同表(網走)の項中両湧別町学校給食組合を削ります。また、附則においては、地方自治法の規定による総務大臣の許可の日を施行日と定めるものです。

続きまして先に一括上程されました、議案第54号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合の変更について提案理由をご説明申し上げます。本件につきましても同様に上湧別町と湧別町の合併に伴う規約の変更について、地方自治法の定めにより議会の議決を求めるものでございます。規約の変更内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、審議資料の6ページをご覧ください。改正後の規約をご覧ください。別表第1中の区分、紋別郡上湧別町及び紋別郡湧別町を削り、紋別郡雄武町の次に紋別郡湧別町を加えます。また、同表第1中両湧別町学校給食組合を削ります。また、附則においては、地方自治法の規定による総務大臣の許可の日を施行日と定めるものでございます。

続きまして先に一括上程されました、議案第55号北海道市町村総合事組合の規約の変更について提案理由をご説明申し上げます。本件につきましても同じく上湧別町と湧別町の合併に伴う規約の変更について、地方自治法の定めにより議会の議決を求めるものでございます。規約の変更内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げますので、審議資料の7ページをご覧ください。改正後の規約をご覧ください。別表第1(第2条関係)中の区分、支庁名、網走支庁の項中網走支庁(26)を網走支庁(24)に改め、市町村・一部事務組合及び広域連合欄中上湧別町、湧別町及び両湧別町学校給食組合を削ります。また、遠軽町の次に湧別町を加えます。別表第2(第3条関係)中の区分、第9項及び8ページの第10項の共同処

理する団体欄中においても、同様の文言の削除と追加を行います。また、附則においては、地方自治法の規定による総務大臣の許可の日を施行日と定めるものでございます。以上で一括説明を終わります。

町民課長

一括上程されております議案第56号北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減についてご説明申し上げます。本件につきましても地方自治法の定めに基づき、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体及び加入について協議がなされたものでございます。提案理由をご説明申し上げます。市町村合併により、紋別郡上湧別町及び湧別町の合併が決定した為、両町を脱退させ同郡湧別町を加入させることにより、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減について議会の議決を求めるものでございます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから一括して質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第51号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを採決します。これより採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。

したがって、議案第51号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

議長（村尾富造君）

次に議案第52号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。

したがって、議案第52号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

議長（村尾富造君）

次に議案第53号 北海道市町村職員退職手当組合の規約の変更についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。

したがって、議案第53号 北海道市町村職員退職手当の規約の変更については、原案のとおり可決されました。

議長（村尾富造君）

次に議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。

したがって、議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更については、原案のとおり可決されました。

議長（村尾富造君）

次に議案第55号 北海道市町村総合事務組合の規約の変更についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。

したがって、議案第55号 北海道市町村総合事務組合の規約の変更については、原案のとおり可決されました。

議長（村尾富造君）

次に議案第56号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。

したがって、議案第56号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第57号

議長(村尾富造君)

日程第18 議案第57号 平成21年度清里町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました議案第57号平成21年度清里町一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ3億9千261万7千円を追加し、予算の総額を51億634万6千円とするものでございます。第1条第2項につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますが、今回の補正は、先に活性化計画の申請を行っておりました農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業について、去る8月10日付で事業計画が採択されるとともに、平成21年度交付金の内示が行われましたので、事業の執行に向け所要の補正を行うものです。また、併せて国の緊急経済対策に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を財源とした対策事業の第3段階における補正措置及び子育て応援特別手当をはじめとした国の1次補正に伴う関連事業の補正、さらには給付事業の清算及び当初予算保留事業のうち事業内容の確定をみたものの補正を行ってまいります。第2条の地方債の補正につきましては、議案書を3枚お開き頂きたいと存じます。第2表の地方債の補正は追加であり、補正債となる農山漁村活性化プロジェクト支援事業債について、限度額を140万円とし記載の内容で補正するものです。

それでは、歳入歳出補正予算の内容についてご説明を申し上げます。先ず初めに、今回の補正の概要と補正を提案させていただく主な施策・事業の内容についてご説明申し上げますので、別冊の審議資料をお手元にご用意頂きたいと存じます。資料の9ページをお開き頂きたいと存じます。補正予算概要よりご説明申し上げます。なお、事業費内の上段の括弧内の数字は補正後の当該事業の予算総額であり、財源内訳については資料に記載の通りであり、特異的なもの以外は説明を省略させていただきます。総務費の6項選挙費、1目選挙管理委員会費、投票人名簿システム構築事業につきましては、国民投票に係るシステム導入経費100万8千円を補正するものであり、財源は全額国庫交付金となります。9項地域振興費、1目地域振興対策費地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業3千850万1千円の補正は、1点目として公共施設等整備緊急事業として施設等の修繕・改修並びに公用車のエコカーへの更新。2点目として先に

6月定例会において補正いたしました個人住宅に対する太陽光エネルギー導入の支援事業の追加補正予算を計上いたしております。個別的内容については審議資料の10ページをご覧くださいと存じます。公共施設等修繕事業は、老朽化による介護老人保健施設温泉ポンプの揚湯管の取替え修繕経費として58万3千円を計上いたしております。また、公共施設等改修事業につきましては管理住宅となっております旧病院住宅の修繕、また法律改正に伴う3温泉施設の可燃性ガスの安全対策に係る設備改修、さらには保健福祉総合センターの擁壁修繕等の外構改修、江南町営牧場の隔障物350メートルの整備を行うものでございます。農山漁村体験施設改修につきましては、町単独事業分となる緑清荘改修の実施設計経費、機械センター改修については、使用停止となる地下タンクの撤去及び作業員の休憩室の面積確保を図るための機械室の改修、清里小学校グランド階段改修につきましては3箇所あります木製階段の老朽化により改修修繕を行うものです。改修事業につきましては、7事業合わせまして3千543万6千円の予算計上となっております。公共施設等備品整備事業につきましては、使用後15年を経過しました車両の更新をすべく、地域包括支援センター訪問指導車の購入経費143万2千円を計上いたしております。太陽光エネルギー導入支援事業につきましては、6月補正において5件分の予算を計上いたしておりましたが、8月末の申請締切日におきまして8件の申請があったことから、3件分の所要経費として105万円を追加補正するものでございます。なお、各事業の位置図につきましては審議資料の11ページに添付いたしておりますので、後ほどご参照頂きたいと存じます。9ページにお戻り頂きたいと存じます。臨時交付金事業の財源につきましては、予算段階におきましては交付金9割充当とし3千458万5千円を、残り1割は一般財源充当として計上いたしております。3款民生費の1項社会福祉費、2目障害者自立支援費につきましては過年度の返納金措置であり、医療費及び給付費の精算により国及び道に合わせて321万7千円を返納するものでございます。2項児童福祉費、1目児童母子福祉費、子育て応援特別手当支給事業は、国の1次補正による緊急経済対策による子育て支援政策によるものであり、小学校就学前3年間の幼児を持つ家庭に対し、1人につき3万6千円を給付するものであり、当町の対象者100名分の予算として360万円を計上いたしております。なお、財源は全額国庫交付金となります。5款農林水産業費、1項農業費、5目道営整備事業費につきましては、当初予算において今年度の予算を計上致しておりましたが、国の1次補正予算により追加予算措置が行われたことから、本町においても事業費の追加配分があり暗渠排水をはじめ記載の事業を追加的に行うべく602万3千円の補正を行うものでございます。財源の国庫支出金179万円は公共投資臨時交付金、その他412万5千円は受益者負担となります。6目農山漁村活性化対策費は新目であり、冒頭ご説明したとおり、新たに農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業のきよさと地区活性化計画が事業採択され、平成21年度交付金の内示を受けたことから事業の執行に向け所要の補正を行うものでございます。補正額は3億3千861万4千円となっており、財源は国庫交付金と公共投資臨時交付金を合わせ国庫支出金が3億3千669万9千円、補正債となる町債が140万円、一般財源は51万5千円となっております。今回補正する事業費の内訳でございますが、記載のとおり事務費が82万

5千円、地域資源活用交流促進施設に位置づけられます福祉センター建替えに係る実施設計委託料が1千92万円。農山漁村体験施設として位置づけられます緑清荘宿泊等増設に係る実施設計委託料が1千600万2千円。両施設の地耐力調査業務委託料が286万7千円となっておりますまた、農山漁村活性化対策整備交付金として、清里町農業協同組合が事業主体となる穀類乾燥調製貯蔵施設整備に対し3億800万円を予算計上するものでございます。

それでは続いて、事項別明細書により款項区分による補正予算の内容につきましてご説明申し上げますので、別冊の補正予算に関する説明書をご用意頂きたいと存じます。歳出よりご説明申し上げますので、桃色の表紙となっている一般会計の事項別明細書の5ページをお開き頂きたいと存じます。歳出よりご説明申し上げます。総務費の1項給与費、1目職員給与費、120万円の減額は、農山漁村活性化支援プロジェクト事業の事務費配分により、財源を特定財源となる国庫補助金に振り替え措置を行うものとなっております。総務費の2項、総務管理費、2目財産管理費4万円の補正につきましては、東京大学陸上部OB関係者3名からふるさと寄附金をいただきましたので基金への積立てを行うものでございます。4項徴税费、1目徴税费100万円の補正は、過年度分法人町民税の更正により予算に不足が生じることから、過年度還付金の補正措置を行っていくものでございます。6項選挙費、1目選挙管理委員会費につきましては、先ほどご説明した国民投票にかかる投票人名簿システム構築業務委託料100万8千円の補正となっております。6ページをご覧下さい。9項地域振興費、1目地域振興対策費3千850万1千円の補正につきましては、先ほど補正概要でご説明申し上げた地域活性化・経済対策臨時交付金事業であり、それぞれ2項目10事業の補正について記載の各予算科目により整理し補正計上させて頂くものでございます。11節需用費、修繕料につきましては介護老人保健施設温泉ポンプ揚湯管繕経費、12節役務費及び18節備品購入費、27節公課費につきましては公用車更新にかかる諸経費、13節委託料につきましては町単独分に係る農山漁村体験施設実施設計業務委託料、15節工事請負費につきましては管理住宅はじめ7改修事業に係る所要の事業費、19節負担金補助及び交付金につきましては住宅用太陽光発電システム導入費補助3戸分の追加補正となっております。民生費、1項社会福祉費、2目障害者自立支援費336万9千円の補正、13節委託料15万2千円につきましては、全額国庫補助として障害者福祉システム改修業務委託料37万9千円を補正し、当初予算で町単独事業として計上いたしておりました22万7千円を減額するものでございます。過年度返納金321万7千円につきましては補正予算概要でご説明申し上げました。7ページをご覧頂きたいと存じます。1項社会福祉費、4目老人福祉費2万4千円の補正は、温泉可燃性ガス修繕に伴う北海道への変更届出に係る収入証紙となっております。2項児童福祉費、1目児童母子福祉費につきましては先ほどご説明いたしました。衛生費の1項保健衛生費、1目保健衛生総務費6万8千円の補正は、赤十字災害救護車寄贈配備に係る自動車損害保険料となっております。3目各種医療対策費14万7千円の補正につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金であり、出産一時金の改正による一般会計負担分となります。8ページをご覧頂きたいと存じます。農林水産業費の1項農業費、5目道営業整備事業費602万3千円の補正につきましては、先

ほど補正概要でご説明いたしておりますが、19節負担金補助及び交付金におきまして、町及び受益者負担割合により追加事業費を補正いたしております。なお、町負担分につきましては補正概要でご説明したとおり、国の経済対策により臨時交付金充当措置となっております。6目農山漁村活性化対策費につきましては、先ほど事業内容の詳細を補正概要でご説明申し上げましたので省略させて頂きたいと思っております。一般財源負担は51万5千円となっております。商工費の1項商工費、3目温泉施設費9万8千円の補正につきましては、11節需用費2万4千円については温泉可燃性ガス修繕に伴う北海道への届出に係る収入証紙分、13節委託料7万4千円は修繕後のガス測定委託料となっております。9ページをご覧頂きたいと存じます。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費12万5千円の補正につきましては、教育委員道内先進地視察に係る旅費となっております。

それでは、歳入につきご説明致しますので1ページにお戻り頂きたいと存じます。歳入につきましては総括でご説明申し上げます。11款分担金から20款寄附金までは、全て補正概要及び事項別明細書の歳出の中でご説明申し上げます。また、財源調整として一般財源である11款地方交付税を779万1千円補正いたしてまいります。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。

したがって、議案第57号 平成21年度清里町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第58号

議長（村尾富造君）

日程第19 議案第58号 平成21年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

ただ今上程されました議案第58号平成21年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由 ご説明いたします。今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ2千388万5千円を追加し、予算の総額を4億171万7千円とするものであります。第2項につきましては別冊の補正予算に関する説明書によりご説明いたします。中ほどの薄茶色の仕切りから介護保険事業特別会計の事項別明細書になりますので、1ページをお開き願います。今回の補正は、介護従事者処遇改善基金繰入及び平成20年度の介護給付費と地域支援事業の確定による追加交付及び超過交付分の返還と併せて繰越金が確定いたしましたので、歳出の総務費、保険給付費、基金積立金、諸支出金に充てるため補正を行うものであります。

最初に歳出から説明いたしますので、4ページをお開き願います。歳出の1款総務費17万円の補正につきましては、介護従事者処遇改善基金を繰り入れ事務費に充当するものであります。財源内訳の特定財源その他は繰入金になります。2款保険給付費、1目居宅介護サービス給付費80万円の増額は、住宅改修費の見込み額の増加によるものでございます。財源内訳の特定財源その他37万円は支払基金交付金と繰入金になり、一般財源は繰越金になります。2目施設介護サービス給付費1千800万円の増額は、施設介護サービス給付費の見込み額の増加によるものです。財源内訳の特定財源その他832万5千円は支払基金交付金と基金繰入金になり、一般財源は繰越金になります。次の4款基金積立金の補正は、前年度繰越金の一部400万円を基金に積立て、翌年度以降の保険給付費に充てるものであります。財源内訳の一般財源は繰越金になります。次のページの、6款諸支出金の1目償還金91万5千円の補正は、平成20年度介護給付費などの確定による精算の結果、超過交付分を、国・北海道・支払基金に返還するものであり、財源内訳の一般財源は繰越金になります。

次に1ページに戻って頂きまして、総括表の歳入につきましては歳出で財源内訳をご説明いたしましたので省略させて頂きたいと思っております。以上で補正予算の説明を終わらせて頂きます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。

したがって、議案第58号 平成21年度清里町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第59号

議長(村尾富造君)

日程第20 議案第59号 平成21年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました、議案第59号平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ124万7千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9千289万4千円とするものでございます。第1条第2項につきましては、別冊の国民健康保険事業特別会計事項別明細書によりご説明申し上げます。

それでは歳出よりご説明いたしますので、事項別明細書の3ページをお開き下さい。今回の補正は、出産育児一時金の引き上げ、療養給付費負担金に伴う返納金、高額療養費特別給付に要する補正及び、財源振り替えを行うものでございます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては財源振り替えであり、特定財源のその他88万1千円は前期高齢者交付金でございます。4項出産育児一時金、1目出産育児一時金、19節負担金補助及び交付金44万円につきましては、出産育児一時金の1件当たり4万円の引き上げに伴う11名分を予算計上いたしました。特定財源の国道支出金22万円は出産育児一時金補助金、その他14万6千円は一般会計繰入金でございます。2目支払手数料、12節役務費、手数料3千円の補正につきましては、出産費を国民健康保険連合会が医療機関に直接支払いする際の手数料11名分を計上いたしました。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金利子及び割引料50万4千円につきましては、返納金の確定に伴い療養給付費負担金返納金43万7千円、高齢者医療制度円滑運営事業補助金返納金3万3千円、特定健康診査等負担金返納金3万4千円でございます。3目高額医療費特別支給金、19節負担金補助及び交付金30万円の補正につきましては、月の途中で誕生日を向かえられた被保険者の国民健康保険医療費と、後期高齢者医療保険医療費の制度調製に伴う高額医療費の被保険者返還金でございます。

それでは1ページにお戻り下さい。歳入につきましては総括表にてご説明いたします。財源につきましては全て特定財源であり歳出でご説明いたしました。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）  
これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）  
質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）  
異議なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）  
起立全員です。

したがって、議案第59号 平成21年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第21 議案第60号

議長（村尾富造君）

日程第21 議案第60号 清掃センター塵芥収集車購入契約の締結についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました議案第60号清掃センター塵芥収集車購入契約の締結についてご説明を申し上げます。本件につきましては条例の定めにより議会の議決を求めますのでございます。契約の目的は清掃センター塵芥収集車購入でございます。清掃センター塵芥収集車の概要をご説明申し上げます。車両本体はいすゞ、4ドア、四輪駆動、6速、塵芥用シャーシー4トン、排気量5千193cc、塵芥装備は極東開発工業社製プレスバックでございます。契約の方法は指名競争入札による契約であり、契約金額1千279万4千円となっております。なお、予定価格は1千348万1千600円でございます。契約の相手方は株式会社原田自動車工業、納入期限は平成21年12月10日でございます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）  
これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。

したがって、議案第60号 清掃センター塵芥収集車購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第22 議案第61号

議長(村尾富造君)

日程第22 議案第61号 清里トレーニングセンター耐震・改修工事請負契約の締結についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。生涯教育課長。

生涯教育課長

ただ今上程されました議案第61号清里トレーニングセンター耐震・改修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本件は議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は清里トレーニングセンター耐震・改修工事であります。工事の概要をご説明申し上げます。耐震工事は鉄骨ブレース耐震補強工法により壁及び天井の補強を行うものです。改修工事は屋根、外壁塗装、トイレ、玄関、ホールなどを改修するものでございます。契約の方法は指名競争入札による契約であり、契約金額は6千804万円となっております。なお、予定価格につきましては6千945万7500円でございます。契約の相手方は野村興業株式会社であり、工期は契約の翌日より平成22年1月29日を予定しております。以上説明を終わります。

議長(村尾富造君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。

したがって、議案第61号 清里トレーニングセンター耐震・改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議長（村尾富造君）

ここで昼食のため、午後1時まで休会といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

日程第23から日程第30 認定第1号から認定第8号

議長（村尾富造君）

日程第23号 認定第1号 平成20年度清里町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第30 認定第8号 平成20年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、都合8件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法については議会先例により提案理由の説明を省略し、議長と監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

したがって、議長と監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査する事に決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時08分

議長（村尾富造君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。委員長 加藤健次君。副委員長 畠山英樹君。以上のとおり報告がありました。なお、審査の日程は本日から18日までの3日間に決定したとの報告がありましたのでお知らせしておきます。

お諮りします。決算審査特別委員会が終了するまで休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1時10分

平成21年第6回清里町議会定例会会議録(9月18日)

平成21年第6回清里町議会定例会は、清里町議会事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 勝又武司	6番 藤田春男
2番 加藤健次	7番 細矢定雄
3番 畠山英樹	8番 中西安次
4番 澤田伸幸	9番 村尾富造
5番 田中誠	

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町	長	橋場博
代表監査委員		篠田恵介
農業委員会	長	成戸昌道
副町	長	櫛引政明
総務課	長	古谷一夫
町民課	長	小笠原利一郎
建設課	長	坂本哲夫

産 業 課 長	宇 野 充
保 健 福 祉 課 長	島 澤 栄 一
出 納 室 長	谷 秀 三
教 育 長	荻 野 美 樹
生 涯 教 育 課 長	斉 藤 敏 美
監 査 委 員 事 務 局 長	村 上 孝 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	宇 野 充 夫
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	古 谷 一 夫

8 . 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	村 上 孝 一
主 査	鈴 木 美 穂 子

9 . 本会議の案件は次のとおりである。

認定第 1 号 ~ 認定第 8 号 ( 決算審査特別委員会審査報告 )

意見案第 1 3 号 道路の整備に関する意見書について

発議第 2 号 議員の派遣について

道内所管事務調査の報告について ( 総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会 )

開会 午前10時35分

#### 開会宣言

議長（村尾富造君）

ただ今の出席議員数は、9名です。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村尾富造君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、1番 勝又武司君、2番 加藤健次君を指名いたします。

#### 日程第2 認定第1号から認定第8号

議長（村尾富造君）

すでに上程されております認定第1号 平成20年度清里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号 平成19年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、都合8件を一括議題とします。本件について委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 加藤健次君。

2番（加藤健次君）

決算審査特別委員会審査報告。

平成20年9月16日、第6回清里町議会定例会において、決算審査特別委員会に付託された平成20年度清里町一般会計及び各特別会計の決算認定について、審査の結果次のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告いたします。

##### 1. 審査案件

認定第1号 平成20年度清里町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成20年度清里町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成20年度清里町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成20年度清里町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成20年度清里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成20年度清里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成20年度清里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成20年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定について

2. 審査期日 平成21年9月16日～18日 3日間

3. 審査の結果 各会計とも認定すべきものと決した。

4. 委員会の意見について報告いたします。

平成20年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、審査を行なった結果、各会計はそれぞれ適正かつ効率的に予算執行及び事務処理が行なわれており、所期の目的が達成されたものと認める。なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率とも早期健全化基準を下回り、健全財政を維持しているが、決算の歳入の性質別財源構成をみると、自主財源は30.3%にとどまり、町税・使用料等は人口減少や景気の悪化等により減収しており、地方交付税に大きく依存する財政運営となっている。また、町税・使用料等の収入未済額の増加や、若干上昇してきている経常収支比率の傾向についても、今後、推移を注視していく必要がある。こう言ったことから、第2期清里町自立計画に基づき引き続き行財政改革を推進し、限られた財源の重点的、効率的な配分により町の活性化を図るとともに、今後とも健全財政の堅持に一層努められたい。については、今回の決算審査特別委員会での意見等を十分検討され、明年度以降の予算編成や行政執行に生かされるよう望むものである。

議長（村尾富造君）

委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し一括採決することにご異議ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

したがって、これから認定第1号から認定第8号までを一括採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。

したがって、認定第1号 平成20年度清里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号 平成20年度清里町焼酎事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、都合8件は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3 意見案第13号

議長（村尾富造君）

日程第3 意見案第13号 道路の整備に関する意見書についてを議題とします。本件について提出者の説明を求めます。産業福祉常任委員会委員長 澤田伸幸君。

4番（澤田伸幸君）

意見案第13号 道路の整備に関する意見書について、本件について、地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出するものとする。平成21年9月18日提出。提出者 清里町議会 産業福祉常任委員会委員長 澤田伸幸。

（以下、意見書の朗読）

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから意見案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（村尾富造君）

起立全員です。

したがって、意見案第13号 道路の整備に関する意見書については、原案のとおり可決することに決定されました。

お諮りします。ただ今可決されました意見書の提出先、並びに内容の字句等についてはその整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書の提出先並びに字句等の整理については議長に委任することに決定しました。

日程第4 発議第2号

○議長（村尾富造君）

日程第4 発議第2号 議員の発議についてを議題とします。

お諮りします。本件については、記載のとおりの内容で議員の派遣をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

したがって、本件については原案のとおり派遣することに決定しました。

日程第5号 道内所管事務調査の報告について

○議長（村尾富造君）

日程第5 道内所管事務調査の報告についてを議題とします。本件について委員長の報告を求めます。産業福祉常任委員会委員長 澤田伸幸君。

4番（澤田伸幸君）

道内所管事務調査についてご報告申し上げます。議会閉会中の継続調査事件について調査研究を行うため、総務文教常任委員会と産業福祉常任委員会合同で、道内の先進地視察を実施いたしました。その調査報告書についてはお手元に配布しておりますが、調査の所見について申し上げます。

（以下、報告書）

議長（村尾富造君）

委員長報告による質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

これで、道内所管事務調査の報告についてを終わります。

閉会宣言

議長（村尾富造君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成21年第6回清里町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時50分